

・【栃木県社会福祉協議会】

令和5年度教育職員免許法の特例による「介護等の体験」を実施される皆さんへ

(学生用)

1 本事業の対象学生

小学校及び中学校教諭の普通免許状取得を希望する学生で、次の①から③のいずれかに該当する者

- ① 栃木県内の大学（大学院、短期大学を含む。）に在学する者（卒業した者）
- ② 栃木県内に居住し、大学に在学する者（卒業した者）
- ③ 栃木県出身で、大学に通学するため一時的に県外に居住している者

2 本事業の実施社会福祉施設等

栃木県内にある教員免許特例法施行規則第2条及び文部省告示第187号に基づく社会福祉施設等となります。（別表2「種別コード表」による。）

3 社会福祉施設等での介護等体験の期間等

- (1) 月曜日から金曜日までの連続した5日間を原則とします。

ただし、休日または都合により実施できない場合は、他の日に振り替え、実質5日間となります。

- (2) 時間帯は、社会福祉施設等の指定した時間帯で一日あたり7時間45分以内（概ね5～6時間程度）となります。
- (3) 毎日、社会福祉施設等へ通うものとします。

4 「介護等の体験」の申込みについて

- (1) 別紙「「介護等の体験」申込書」【様式1-②】に必要事項を記入の上、学校が指定する期日までに提出して下さい。なお、記入に際しては、別添の「申込書の記入にあたって(学生用)」に書いてある注意事項をよく読んで下さい。
- (2) 皆さんが希望された地域・時期・施設種別に基づいて受入施設の調整を行いますが、必ずしも希望内容通りにならない場合がありますので御了承下さい。
- (3) 「介護等の体験」に要する費用として、1日当たり1,800円（5日間で9,000円）を学校が指定した期日までに納入して下さい。
- (4) 申込みは、すべて学校を経由して行います。社会福祉施設等や栃木県社会福祉協議会へ直接申込みないようにして下さい。
- (5) 受け入れる社会福祉施設等は学校から通知されますので、その指示に従って下さい。

5 実施にあたっての留意事項

- (1) 体験前に各学校において「介護等の体験」にむけてのオリエンテーション等を実施していると思われませんが、体験を行う社会福祉施設等についての理解及び施設利用者のプライバシー保護や基本的なマナー、注意事項などを守って下さい。

① 守秘義務について

体験中に、利用者本人や利用者家族等に関する個人的な情報（プライバシー）を見聞きすることもあると思いますが、どんなに些細なことであっても、体験中はもちろん体験後であっても第三者に漏らしてはいけません。体験により知り得た利用者のプライバシーに関する情報については守秘義務があります。

② 利用者の人権の尊重について

施設は利用者にとっての生活（活動）の場であることを十分に認識し、その生活等を乱し、利用者的人格、尊厳を傷つけないよう最大限の注意を払ってください。利用者的人格及び人権を尊重する態度で接してください。

③ 基本的なマナーについて

あいさつはコミュニケーションの第一歩です。受入れ担当者はもちろんのこと、他の職員や利用者、ボランティア等の方々とも気持ちの良いあいさつができるよう心掛けましょう。言葉遣いや時間厳守、身だしなみ等、社会人としての基本的なマナーを守り、体験がスムーズに行われるよう、職員への「報告・連絡・相談」を励行してください。また、施設には感染症に対する抵抗力や免疫力の低い利用者もいます。体調の異常を感じたら大学や施設に速やかに報告してください。利用者への感染を防ぐとともに、自分の健康を守るためにも日々の健康管理に気を配りましょう。

- (2) 実施前には各社会福祉施設等へ問い合わせをし、遅くとも2週間前までに※、施設の「受入連絡票」に基づき必ず打ち合わせを行ってください。また、「学生プロフィール」【様式1-④】を記入し、必ず施設に提出してください。

具体的内容としては

- ① 集合時間・場所
- ② 実施時間帯
- ③ 自家用車使用の場合は駐車場の有無
- ④ 服装・持ち物
- ⑤ 昼食の有無（有の場合はその費用）
- ⑥ 「健康診断書」及び「細菌検査」の有無
- ⑦ 「学生プロフィール」の提出方法
- ⑧ その他注意事項等

※ 2週間前までの検温表や行動履歴を求められる施設もありますので、余裕を持って打ち合わせをしてください。

また、できるだけ事前に施設を訪問することをおすすめします。

- (3) 介護等体験に伴う事故・感染症等においては、学校において対応しますので、その指示に従って下さい。万一事故・感染症等が発生した場合は、すぐに学校の担当者に報告して下さい。

- (4) その他、「介護等の体験」実施に関して不明な点がありましたら、学校の担当者に遠慮なく相談して下さい。

6 「介護等の体験」を調整した日程に実施できない場合

やむを得ない事情を除き、日程の変更は認められません。調整した日程に必ず実施して下さい。

- (1) 皆さんまたは社会福祉施設等の都合により予定通り実施できない場合は、社会福祉施設等と学校で相談し、他の日を充当します。
- (2) やむを得ない理由により「介護等の体験」が実施できない場合は、速やかに学校の担当者にその旨を必ず報告して下さい。

7 「介護等の体験」終了後の対応

「介護等の体験」が終了しますと、社会福祉施設等が「証明書」を学生本人に渡すこととなっていますので、受け取って下さい。

この「証明書」は、教員免許取得申請時に必要となりますので、大切に保管して下さい。学校で指示があった場合は指定された期日までに学校に提出して下さい。

「介護等の体験」の制度は、社会福祉施設等の受入施設の協力を得て実施するものです。これらの施設には、利用者の介護・支援等本来の業務があるわけですが、皆さんが「介護等の体験」をされる社会福祉施設等はいずれも制度の趣旨に賛同いただいている施設で、皆さんのほとんどが経験や技能もないにもかかわらず、快く協力して下さっています。

従いまして、「介護等の体験」にただ漠然と参加するのではなく、自分なりに「介護等の体験」に積極的な意味付けをし、目的意識をもって参加して下さい。